

○苫小牧市建築基準法施行条例（昭和43年条例第11号）

改正案	現行
<p>(構造)</p> <p>第32条 床面積の合計が100平方メートルを超える自動車車庫又は自動車修理工場で次の各号のいずれかに該当するものは、その主要構造部(直上に階のある場合は、その直上の床を含む。)及びその下階の部分の主要構造部を1時間準耐火構造(最上階から数えた階数が5以上の階の部分の主要構造部にあつては、<u>特定主要構造部を耐火構造、特定主要構造部以外の主要構造部を1時間準耐火構造</u>)としなければならない。</p> <p>2-3 <略></p>	<p>(構造)</p> <p>第32条 床面積の合計が100平方メートルを超える自動車車庫又は自動車修理工場で次の各号のいずれかに該当するものは、その主要構造部(直上に階のある場合は、その直上の床を含む。)及びその下階の部分の主要構造部を1時間準耐火構造(最上階から数えた階数が5以上の階の<u>主要構造部は、耐火構造</u> _____)としなければならない。</p> <p>2-3 <略></p>
<p>(耐火設計された建築物に対する制限の特例)</p> <p>第58条の2 <u>令第108条の4第3項</u>に該当する建築物(次項に規定する建築物を除く。)に対する第6条ただし書、第8条、第14条、第23条第1項及び第2項、第32条第1項並びに第33条第1項の規定の適用については、当該建築物の部分で<u>特定主要構造部</u>であるものの構造は、耐火構造とみなす。</p> <p>2 <u>令第108条の4第4項</u>に該当する建築物に対する第14条及び第33条第1項の規定の適用については、当該建築物の部分で<u>特定主要構造部</u>であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、第6条ただし書、第8条、第23条第1項及び第2項並びに第32条第1項の規定の適用については、当該建築物の部分で<u>特定主要構造部</u>であるものの構造は耐火構造とみなす。</p>	<p>(耐火設計された建築物に対する制限の特例)</p> <p>第58条の2 <u>令第108条の3第3項</u>に該当する建築物(次項に規定する建築物を除く。)に対する第6条ただし書、第8条、第14条、第23条第1項及び第2項、第32条第1項並びに第33条第1項の規定の適用については、当該建築物の部分で<u>主要構造部</u>であるものの構造は、耐火構造とみなす。</p> <p>2 <u>令第108条の3第4項</u>に該当する建築物に対する第14条及び第33条第1項の規定の適用については、当該建築物の部分で<u>主要構造部</u>であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、第6条ただし書、第8条、第23条第1項及び第2項並びに第32条第1項の規定の適用については、当該建築物の部分で<u>主要構造部</u>であるものの構造は耐火構造とみなす。</p>
<p>(避難上の安全の検証を行う区画部分に対する制限の特例)</p> <p>第58条の3 <u>令第128条の7第1項</u>に該当する区画部分(同項</p>	<p>(新設)</p>

<p>に規定する区画部分をいう。)については、第23条第1項及び第2項(令第128条の4第4項に規定する内装の制限を受ける調理室等に係る部分を除く。次条及び第58条の5において同じ。)の規定は適用しない。</p>									
<p>(避難上の安全の検証を行う建築物に対する制限の特例) 第58条の4 令第129条第1項に該当する建築物の階については、第23条第1項及び第2項_____、第35条、第35条の2、第41条第1項及び第2項、第42条並びに第45条(敷地内の通路及び階段に係る部分を除く。)の規定は、適用しない。</p>	<p>(避難上の安全の検証を行う建築物に対する制限の特例) 第58条の3 令第129条第1項に該当する建築物の階については、第23条第1項及び第2項(令第128条の4第4項に規定する内装の制限を受ける調理室等を除く。次条において同じ。)、第35条、第35条の2、第41条第1項及び第2項、第42条並びに第45条(敷地内の通路及び階段に係る部分を除く。)の規定は、適用しない。</p>								
<p>(避難上の安全の検証を行う建築物に対する制限の特例) 第58条の5 <略></p>	<p>(避難上の安全の検証を行う建築物に対する制限の特例) 第58条の4 <略></p>								
<p>(一の敷地とみなすことによる制限の緩和) 第58条の6 <略></p>	<p>(一の敷地とみなすことによる制限の緩和) 第58条の5 <略></p>								
<p>(建築物の用途を変更して一時的に興行場等又は特別興行場等として使用する場合の制限の緩和) 第58条の7 <略></p>	<p>(建築物の用途を変更して一時的に興行場等又は特別興行場等として使用する場合の制限の緩和) 第58条の6 <略></p>								
<p>別表5 (第59条の4関係)</p> <table border="1" data-bbox="224 1173 1095 1388"> <tr> <td data-bbox="224 1173 763 1295">指定、許可、認定並びに指定、許可及び認定の取消し</td> <td data-bbox="763 1173 1095 1295">手数料の額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="224 1295 763 1388"><略></td> <td data-bbox="763 1295 1095 1388"><略></td> </tr> </table>	指定、許可、認定並びに指定、許可及び認定の取消し	手数料の額	<略>	<略>	<p>別表5 (第59条の4関係)</p> <table border="1" data-bbox="1142 1173 2013 1388"> <tr> <td data-bbox="1142 1173 1682 1295">指定、許可、認定並びに指定、許可及び認定の取消し</td> <td data-bbox="1682 1173 2013 1295">手数料の額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1142 1295 1682 1388"><略></td> <td data-bbox="1682 1295 2013 1388"><略></td> </tr> </table>	指定、許可、認定並びに指定、許可及び認定の取消し	手数料の額	<略>	<略>
指定、許可、認定並びに指定、許可及び認定の取消し	手数料の額								
<略>	<略>								
指定、許可、認定並びに指定、許可及び認定の取消し	手数料の額								
<略>	<略>								

法第 8 7 条の 3 第 7 項の規定に基づく特別興行場等の使用の許可	《略》	法第 8 7 条の 3 第 7 項の規定に基づく特別興行場等の使用の許可	《略》
令第 1 3 7 条の 1 2 第 6 項の規定に基づく既存の建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替の法第 4 3 条第 1 項の適用除外に係る範囲の認定	1 件につき 4 8, 5 0 0 円	(新設)	(新設)
令第 1 3 7 条の 1 2 第 7 項の規定に基づく既存の建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替の法第 4 4 条第 1 項の適用除外に係る範囲の認定	1 件につき 4 8, 5 0 0 円	(新設)	(新設)
令第 1 3 7 条の 1 6 第 2 号の規定に基づく既存の建築物の移転制限の適用除外に係る範囲の認定	《略》	令第 1 3 7 条の 1 6 第 2 号の規定に基づく既存の建築物の移転制限の適用除外に係る範囲の認定	《略》

施行日：令和 6 年 4 月 1 日